

山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業
～環境影響評価 評価書～

山梨県環境影響評価等技術審議会
知事意見に関する説明資料

令和7年2月4日

知事意見及び事業者見解 (1 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(1)	<p>【環境保全措置等の定義の確認】 「環境配慮事項」、「環境保全措置」、「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①モニタリングを環境保全措置としているものがあるが、環境影響を低減させるものではないため、事後調査である。②調整池の浚渫等、環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項である。	<p>環境配慮事項と環境保全措置について、項目間での整合を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">①モニタリングを環境保全措置としているものについて、事後調査とした。②環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項とした。 <p>→評価書全体に反映</p>

知事意見及び事業者見解 (2 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(2)	<p>【回避・最小化・代償の順番による検討】 各環境影響評価項目の環境保全措置について、回避・最小化・代償の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなくかつ十分に検討すること。</p>	<p>「回避」・「最小化」・「代償」について、この順で検討を行うとともに、それぞれの措置について個別の検討も行った。 →評価書全体に反映</p>

知事意見及び事業者見解 (3 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(3)	<p>【環境保全措置の効果と不確実性の明示等】 根拠の記載がないまま「影響が極めて小さい」等と評価しているものがあるので、「環境保全措置の効果」、「当該措置実施後も残る環境影響」、「予測及び環境保全措置の効果の不確実性」も含め、科学的（できる限り定量的）に評価書に記載すること。 また、不確実性の有無とその根拠を明確にし、不確実性がある場合は事後調査を行うこと。</p>	<p>①環境配慮事項の不確実性を整理して評価書に記載した。 ②環境保全措置の効果について、不確実性の判断理由を、根拠とともに評価書で示した。 ③予測及び環境保全措置に不確実性がある場合について、事後調査を行うこととした。 →評価書全体に反映</p>

事後調査に関する変更箇所例

項目		準備書	評価書	
		事後調査の内容	事後調査の内容	事後調査を行う理由
大気汚染	施設の稼働	排ガスのモニタリング	排ガスモニタリング+環境1地点の大気質調査	予測条件の不確実性
騒音	車両の走行	(なし)	搬入車両台数を把握し、各経路での騒音・振動の寄与を算出	予測条件の不確実性
水質	工事の実施	降雨時の水質調査	降雨時の水質調査+仮設濁水処理装置の前後の水質把握	環境保全措置の不確実性
地盤沈下	施設の稼働	地下水位の観測	地下水位観測+地盤高調査	予測条件の不確実性
景観	施設の存在	(なし)	予測地点での写真撮影	環境保全措置の不確実性

知事意見及び事業者見解 (4 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(4)	<p>【環境保全目標の再設定】 環境保全目標は、環境基準や法令の基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づき設定することとし、評価書に反映すること。</p>	<p>環境保全上の目標に関して、法律等に基づいて示されている基準または目標をもとに評価の指標（環境基準等）を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。</p> <p>また、環境保全措置等に関する成功基準を措置の効果や現況からの変化等をふまえて設定し、事後調査によって措置等の効果を評価することとした。</p> <p>環境保全上の目標である環境基準等及び成功基準について、設定の根拠と妥当性に関する記述を行った。</p> <p>→評価書全体に反映</p>

環境保全上の目標に関する変更箇所例

項目		準備書	評価書	
		環境保全目標	環境基準等	環境保全措置等の成功基準
大気汚染	施設の稼働	環境基準	環境基準	排ガス中の大気汚染物質濃度が公害防止基準（予測条件）を下回ること。
騒音	施設の稼働	騒音規制法に基づいて設定した公害防止基準	騒音規制法に基づいて設定した公害防止基準	環境基準等に加え、周辺住宅地等において、予測結果から悪化しないこと。
水質	工事の実施	一律排水基準に基づいて設定した浮遊粒子状物質200mg/L	一律排水基準に基づいて設定した浮遊粒子状物質200mg/L（降雨時） 環境基準に基づいて設定した25mg/L（平水時）	環境基準等に加え、平水時に仮設処理施設の前後で水質（pH及びSS）が改善され、排水の水質がpH5.8以上8.6以下、SSが25mg/L、また、SSの25mg/Lに相当する濁度を下回ること。

知事意見及び事業者見解 (5 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(5)	<p>【積極的な情報公開】 説明会等で煙突高さや白煙などについて、住民から不安の声が上がっているため、調査・工事・供用時の各段階における定期的な説明会の開催等により情報を公開し、住民の不安を解消すること。</p>	<p>設計・施工・供用の要所において情報公開や住民への説明を行うとともに、事後調査の結果についても公開する。 →評価書26ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (6 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(6)	<p>【各種計画との整合性の確保】 準備書と基本設計報告書（案）で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ること。</p>	<p>令和6年6月に基本設計報告書が確定したことから、準備書は作成時点で最新であった基本設計報告書（案）を用いた。 評価書では確定された基本設計に記載されている能力等で統一した。 →評価書全体に反映</p>

主な変更点

		準備書	評価書
処理能力（トン／日）		約 361	274
排ガス中の 大気汚染物質濃度	硫黄酸化物（ppm）	20 以下	20 以下
	窒素酸化物（ppm）	100 以下	80 以下
	ばいじん（g/m ³ N）	0.02 以下	0.01 以下
	塩化水素（ppm）	100 以下	25 以下
	水銀（μg/m ³ ）	30 以下	30 以下
	ダイオキシン類（ng-TEQ/m ³ N）	0.1 以下	0.05 以下
排ガス量	湿り（m ³ N/h・炉）	38,000	40,000
	乾き（m ³ N/h・炉）	32,000	33,600

排ガス量は、変更後の処理能力から、事例をもとに設定。

知事意見及び事業者見解 (7 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(7)	【施設の配置・形状に係る十分な検討】 施設の配置や形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載すること。	施設の配置・形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載した。 →評価書10～12,17,18ページ

配置・動線上の配慮事項

項目	内容
車両動線の安全性	施設内の事故防止や来場者の混乱を避ける目的から、車両動線は分かりやすいほうが望ましい。また、施設内の事故防止の観点から、車両同士の交差、ごみ関係車両と見学者車両との動線はできるだけ分離したほうが望ましい。
歩行者の安全性	車両と歩行者の動線は分離するとともに、ごみ関係車両が通行する道路の横断もできるだけ回避するほうが望ましい。
景観と環境保全性	周辺からの景観形成上、建屋や煙突は一定程度、敷地境界から離れているほうが望ましい。
待車スペースの確保	繁忙期には計量機に車両が並ぶ状況も想定されることから、待車スペースはできるだけ長く確保できるほうが望ましい。
更新工事敷地の確保	30年ないし40年後には同一敷地内に更新施設を整備することから、新施設の稼働を継続しながら安全に更新工事を行える敷地を確保できることが望ましい。
更新施設の配置・動線の妥当性	更新施設についても配置・動線上、求められる機能を高いレベルで確保できることが望ましい。

知事意見及び事業者見解 (8 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(8)	<p>【複数案による比較結果の説明】 複数の処理方式における環境影響の比較には、先行事例の実績を踏まえると共に、その比較結果がどのように環境配慮事項や環境保全措置に反映されたのかが分かるように、評価書で説明すること。</p>	<p>複数案の比較結果をふまえた環境配慮事項、環境保全措置を検討し、評価書に記載した。 →評価書1270～1279ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (9 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(9)	<p>【用地最小化の検討等】 30年後の建替予定地については、人口減少等の社会情勢も踏まえて当該用地の利用計画を検討することとし、代償のための用地面積を決定する以前に、30年後の建替予定地の最小化を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>建設予定地の検討内容及び将来の方針について評価書に記載した。 →評価書17ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (10 / 10) 【全般的事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(10)	<p>【芝生公園の構造等の説明】 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。</p>	<p>芝生公園について、現在設計を行っており詳細については提示できないが、一般的な芝生広場や緑地を中心とし遊歩道やパーゴラなどを整備することで設計を行っている。</p> <p>また、芝生公園用の調整池も設置する。施設の維持管理は施設の運営会社が行い、芝生公園・創出環境及び調整池は組合で管理する。</p> <p>運営会社になった場合も運営モニタリングを行い適切に管理されていることを確認する。</p> <p>→評価書17ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (1 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(1)	<p>【大気汚染】 1)調査・予測項目の追加 造成工事により粉じんが発生するため、大気汚染の調査項目に加えること。</p>	<p>「工事中の造成等の施工による一時的な影響」の「粉じん」を環境影響項目に選定し、現況調査結果のとりまとめ、予測、評価を行った。 →評価書275,276,289,354,461ページ</p>

造成等の施工による一時的な影響（粉じん）

風による粉じんの巻き上がりを対象として、風速の現地調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討することにより行った。

現地調査結果の整理結果（ビューフォートの風力階級表へのあてはめ）

風力階級	風速 (m/s)	出現時間 (時間)	出現率 (%)
0～3	0.0以上から5.5未満	8,534	97.4
4～12	5.5以上 (砂ほこりがたちはじめる風速)	226	2.6
合計	—	8,760	100.0

対象事業実施区域において粉じんの巻き上がりをもたらし可能性のある風の年間出現頻度は全体の2.6%である。環境基準等（巻き上がる粉じんによって生活環境に著しい影響を与えないこと）との整合性は図られているものと評価した。

その上で、予測条件等の不確実性をふまえ、建設機械の稼働による粉じんとあわせて事後調査を行うとともに、環境保全措置等の成功基準と比較評価する。

知事意見及び事業者見解 (1 / 17) 【個別事項】

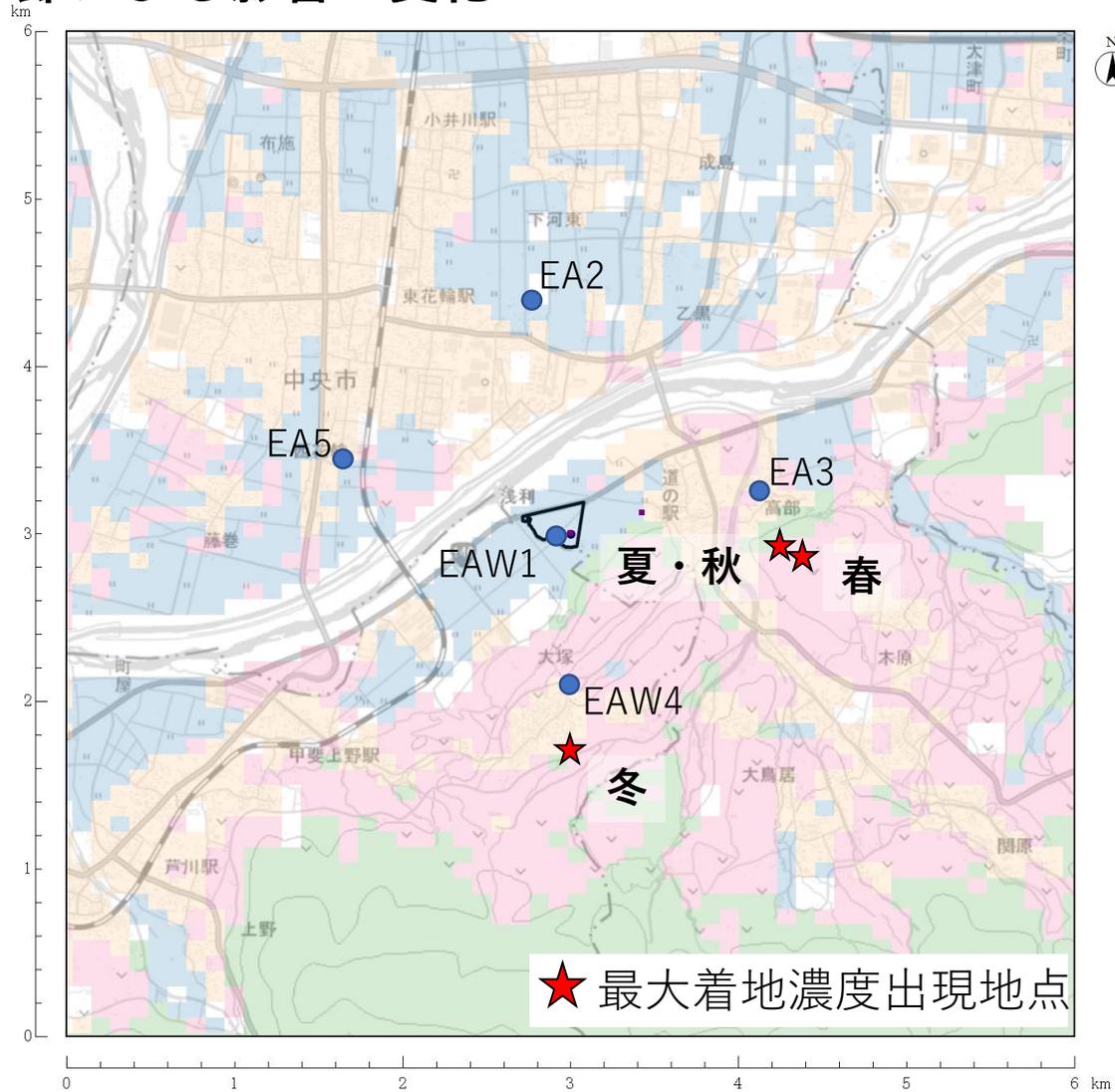
意見No.	知事意見	事業者の見解
(1)	<p>【大気汚染】 2)風向を考慮した排出ガスによる影響の追加検討 季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すこと。</p>	<p>季節及び昼間・夜間による影響の変化について予測した。 予測結果は、季節等による変動はみられるものの、通年の年平均値から大きく増加することはなく、また、環境基準等の基準を下回ったことから、住宅等への影響は生じないと考えられた。 →評価書428～431ページ</p>

季節による影響の変化

季節	予測結果（寄与濃度・最大着地濃度・年平均値）				
	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)	水銀 (μg/m ³)
春	0.00043	0.000041	0.000082	0.00020	0.00012
夏	0.00048	0.000046	0.000093	0.00023	0.00014
秋	0.00036	0.000033	0.000066	0.00016	0.00010
冬	0.00047	0.000045	0.000090	0.00023	0.00014

夏・冬において影響が比較的大きくなる傾向が見られた。ただし、すべての汚染物質において、予測結果は環境基準等と比較すると数桁低い範囲での変化となっており、季節により人の健康や農作物に悪影響をおよぼすような環境悪化が生じる可能性はないと考えられる。

季節による影響の変化



意見No.	知事意見	事業者の見解
(1)	<p>【大気汚染】</p> <p>3)最大着地濃度の予測方法の見直し 排出ガス最大着地濃度の予測結果について、煙突高さの違いの影響比較に用いることができていないため、予測方法を改めること。 なお、それでも煙突が高い方が最大着地濃度が高くなる場合は、煙突から排出ガスが拡散される状況の断面図等を作成し、それらを評価書に記載すること。</p>	<p>予測方法の見直しを行った。 「有風時、弱風時」という条件で予測した際に、弱風条件に用いる拡散計算式の影響で煙突高さとの予測結果の逆転が生じていた。そのため、弱風時を用いず、「有風時、無風時」の条件で予測を行った。これにより、煙突高さが高くなるほど、予測結果（濃度）が小さくなる結果が得られた。 予測方法をはじめ、配慮事項、保全措置に不確実性がある場合は事後調査を行うこととした。 →評価書401,434,435ページ</p>

煙突高さによる影響の変化

煙突高さ (m)	予測結果（寄与濃度・最大着地濃度・年平均値）				
	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)	水銀 (μg/m ³)
50	0.00042	0.000060	0.000080	0.00020	0.00012
59	0.00038	0.000035	0.000069	0.00017	0.00010
70	0.00035	0.000031	0.000062	0.00015	0.00009
80	0.00032	0.000028	0.000055	0.00014	0.00008
90	0.00029	0.000025	0.000050	0.00013	0.00008
100	0.00029	0.000025	0.000049	0.00012	0.00007

知事意見及び事業者見解 (2 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(2)	<p>【大気汚染、植物】 1)排出ガスの調査地点・対象の追加 工事や施設の稼働により発生する排出ガスによる人以外（動植物、稲・トウモロコシ等）への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>排ガスの予測について、人以外への影響についても検討を行った。 煙突排出ガスの影響について、最大着地濃度地点直近民家での濃度予測を行った。 →評価書372,434,435,416～425ページ</p>

- ・農作物及び樹木に対して、高濃度の大気汚染物質の暴露によって悪影響が生じるという文献がある。ただし、予測結果は、悪影響が生じると考えられる値を下回っており、影響が生じる可能性は非常に小さいと考えられる。
- ・南側山地の植生に関して、「大気浄化植樹マニュアル2014年度改定版」では、クリとアカマツの大気汚染耐性を弱、コナラを強と整理しており、幹線道路沿いでは耐性が強い樹木を植樹するよう示している。今回の予測結果では、年間においてごく短時間の、かつ環境基準以下の暴露であることから、これらの樹木に影響がおよぶ可能性はないと考えられる。
- ・空気中の窒素酸化物濃度の変化が植物の生育に影響する可能性も考えられた。しかし、植物の窒素固定は、その大部分が、土中から根を通じて行われるものであり、空気中の窒素成分がおよぼす影響は小さいと考えられる。
- ・これらのことから、煙突排ガスが周辺の農作物や樹林等におよぼす影響についても、生活環境と同様に極めて小さいと考えられる。

大気汚染物質の植物への影響

汚染物質別植物被害の特徴

汚染物質	限界濃度・時間	被害部	症状
二酸化窒素	2.5ppm 4時間	葉肉部	葉脈間の白色・褐色、不定形斑点
二酸化硫黄	0.3ppm 8時間	葉肉部	葉脈間不定形斑点、クロロシス、生育抑制、早期落葉
塩素	0.1ppm 2時間	表皮及び葉肉部	葉脈間等漂白斑点、落葉

施設の稼働による影響（短期高濃度条件）

予測地点	項目	予測結果（1時間値）
最大着地濃度出現地点 （ダウンドラフト発生時）	二酸化窒素（ppm）	0.0541
	二酸化硫黄（ppm）	0.0179
	塩化水素(ppm)	0.0196

知事意見及び事業者見解 (3 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(3)	<p>【大気汚染、日照障害、景観】</p> <p>1)最善な煙突高さの説明 煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>煙突高さを細かく設定し、大気汚染を考慮した場合のより良い高さを検討した。その結果、煙突高さが高いほど影響が小さくなると考えられた。</p> <p>景観及び日照障害の視点からは、煙突は低い方が影響が小さくなると考えられた。ただし、大気汚染において、煙突高さ57m以下で塩化水素の予測結果が目標環境濃度を超過すると予測された。</p> <p>その上で、大気汚染、景観、日照障害のそれぞれの影響が十分低減される59mを最善として選定した。</p> <p>→評価書434,1278,1279ページ</p>

煙突高さ別の塩化水素の排ガス寄与濃度予測結果

予測項目	単位	煙突高さm				気象条件	目標環境濃度
		50	57	58	59		
寄与濃度	ppm	0.0230	0.0191	0.0187	0.0186	風速：0.7m/s 大気安定度：G	0.02ppm 以下 であること。
将来予測濃度		0.0240	0.0201	0.0197	0.0196		

煙突高さ59mでは塩化水素の将来予測濃度が0.0196ppmとなり、目標環境濃度（0.02ppm）を下回ったものの、煙突高さ57mでは将来予測濃度（0.0201ppm）が目標環境濃度を超過し、50mでは寄与分だけで目標環境濃度を超過する予測となった。

知事意見及び事業者見解（4 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(4)	<p>【水質汚濁】 1)水質汚濁による水生生物への影響の検討 水質汚濁について、降雨時の濁水排水時（出水時）における放流先河川の浮遊物質（SS濃度）しか予測が行われておらず、またそのSS濃度が水質汚濁防止法の一律排水基準を下回ることから影響が小さいと結論づけている。</p> <p>しかし、水生生物への影響について検討が行われていないため、排水による水生生物への影響について予測すること。なお、予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時だけでなく、平水時の予測を行うこと。</p>	<p>平水時・低水時の排水の影響について予測し、評価した。評価にあたっては、環境基準をもとに評価基準を設定した。水生生物への影響について検討を行って、予測結果を評価する基準に反映した。</p> <p>→評価書628,629,636,637ページ</p>

平水時の水質の予測結果

- ・平水時において、少ない雨であれば地下に浸透し、排水の発生量が少なくなるほか、土壌の流出も抑えられる。また排水の発生が少なくなれば調整池における滞留時間もより長くなる。そのため、日常的な降雨として設定した5.5mm/hの場合よりも、排水中のSS濃度は小さくなると考えられる。
- ・排水の濁度が高い場合は、仮設の濁水処理装置での処理を行ったのちに排水する。
- ・ただし、排水量及び排水水質についての予測が困難であることから、現況（WP1 1.0未満～16）と比較して、影響が生じないとは言えない。

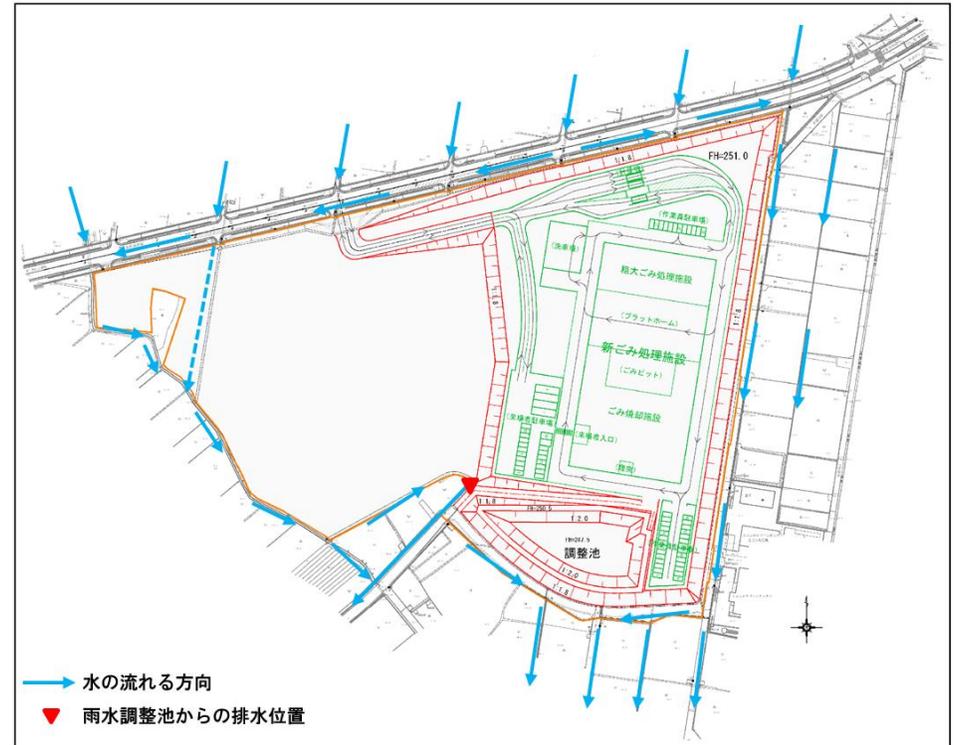
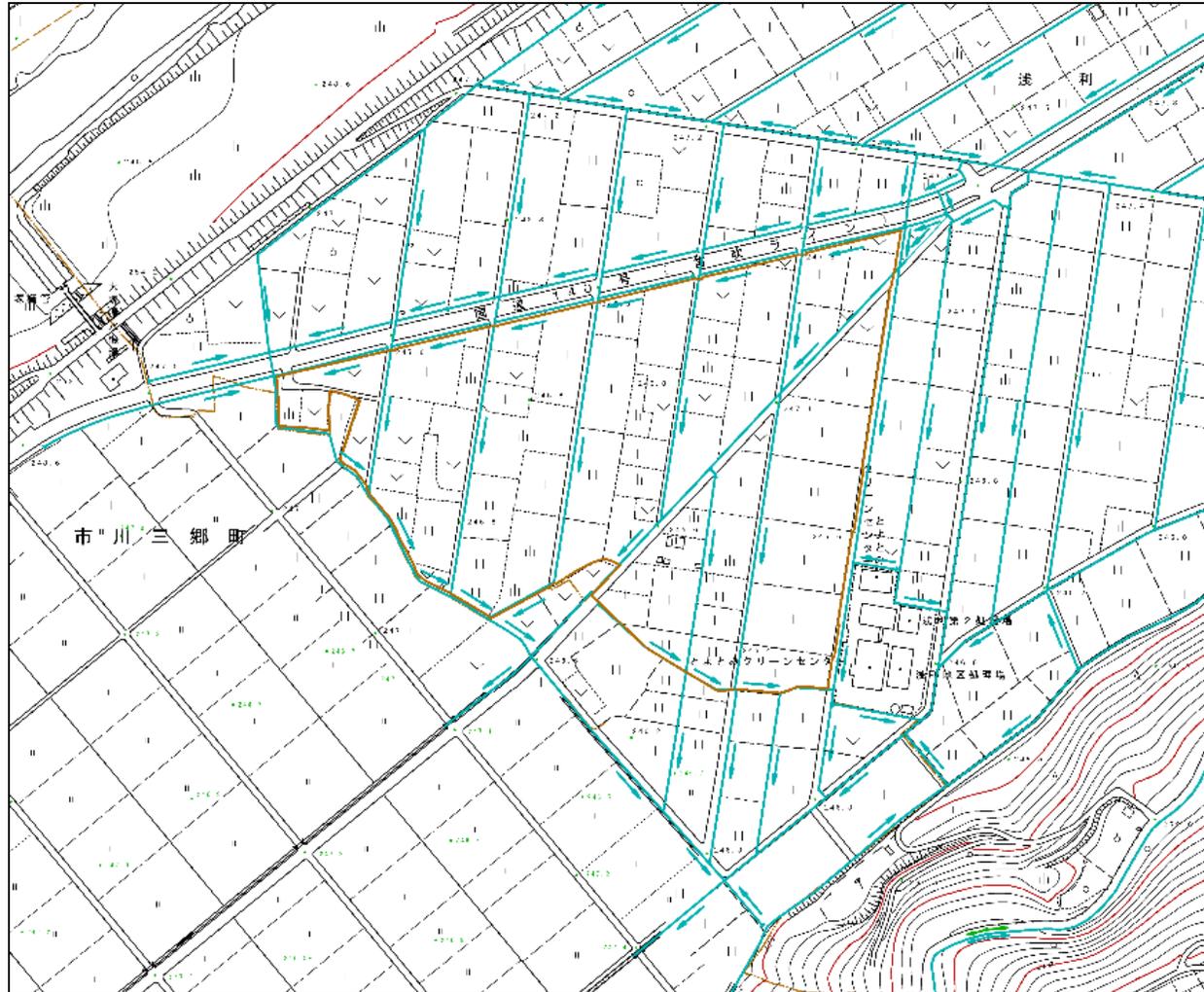
評価及び事後調査

- ・平水時の水質について、環境保全措置として仮設の濁水処理装置を設置し、排水水質が25mg/L以下となるように処理を行うことから、環境基準等として設定した値（25mg/L以下）を満足すると考えられた。
- ・予測条件に不確実性があることから、事後調査を行うこととし、成功基準「仮設処理施設の前後で水質（pH及びSS）が改善され、排水の水質がpH5.8以上8.6以下、SSが25mg/L、また、SSの25mg/Lに相当する濁度を下回ること。」と比較評価する。

知事意見及び事業者見解 (4 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(4)	<p>【水質汚濁】 2)より具体的な排水に係る説明 施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、再利用または下水道への排除といった記載しかないため、発生源（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）や排水量、排水の水質を踏まえ、以下について具体的に評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排水処理方式と処理能力 ②処理施設の位置と洪水対策 ③事業地内における排水の流れ 	<p>分別・破碎施設等は、焼却・熔融施設と同じ建物内に整備し、排水も焼却・熔融施設と同様に下水道への排水または再利用する計画である。</p> <p>分別・破碎施設等に関する防災対策も焼却・熔融施設と同じものである。</p> <p>以上について評価書に記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第1章に記載した。→評価書16ページ ②第1章に記載した。→評価書21ページ ③第1章、第8章（水質汚濁、水象）に記載した。 →評価書10,11,608,652ページ

現況の水の流れ (左側) 及び施設整備後の水の流れ (右側)



知事意見及び事業者見解 (5 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(5)	<p>【水質汚濁、水象】</p> <p>1)より具体的な地下水調査条件の説明 地下水調査時の採水条件（採水の深さ、不圧か被圧か、対象事業実施区域の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）について、評価書に記載すること。</p>	<p>現況調査及び事後調査の井戸について深さ等を整理し、予測評価と事後調査の記述について再度検討し、検討結果を評価書に反映した。</p> <p>→評価書619,620,650,658ページ</p>

知事意見及び事業者見解（6 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(6)	<p>【水象】 1) 周辺事業場等近隣の河川・地下水状況調査事業による河川水・地下水汚染の影響の有無が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の事業場等による河川等への影響の有無を確認し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>河川水・地下水の現況調査結果について、既存の工場等からの影響の検討を行い、評価書に反映した。 →評価書616,619ページ</p>

●河川水質

- ・ふっ素について、既存の周辺事業所排水の影響の可能性が考えられるものの、その他の項目については、明確な水質汚濁の発生は確認されなかった。→評価書616ページ

●地下水質

- ・地下水の水質における環境基準項目について、すべての地点で基準を満足しており、地下水の汚染は確認されなかった。→評価書619ページ

知事意見及び事業者見解（6 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(6)	<p>【水象】 2)利水に及ぼす影響の予測 笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。 また、施設周辺及び下流の利水（水道事業、地下水利用）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>周辺地域の上水利用について再度整理し、その結果を評価書の水象（地下水位）に反映した。 →評価書656,658～660ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (6 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(6)	<p>【水象】 3)施設に近い浅井戸における事後調査 地下水をくみ上げる帯水層によっては、浅い帯水層に影響を与えるおそれがあるため、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査も行うこと。</p>	<p>採水深さについて、現時点では浅井戸では水質が施設利用に適していないことから、深井戸となる可能性が高いと考えている。</p> <p>その上で、深井戸を設置する際には、対象とする帯水層以外には孔がない無孔管を使用するとともに、管と周辺土壌との間隙にはセメンチングを行う。これにより、上下の水移動を遮断することから、浅い帯水層の水質への悪影響は生じないと考える。</p> <p>また、揚水量については連続揚水試験を行い、適切な揚水量とすることから、深井戸での水の過剰摂取による浅井戸の水位への悪影響も生じないと考える。</p> <p>ただし、深井戸の利用は確定していないことから、水象（地下水位）への影響について、浅井戸を使用する場合と、深井戸を使用する場合のそれぞれについて影響評価を行い、事後調査の必要性についても検討し、その結果を評価書に反映した。→評価書656,658ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (6 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(6)	<p>【水象】 4)異なる井戸の深度に対応できる環境影響評価 揚水する井戸の深さが評価書作成以降に決まる場合は、井戸の深度の決定後に当該井戸の深度を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないように、浅井戸と深井戸の両方について環境影響評価を行った上で評価書を作成すること。</p>	<p>採水深さについては深井戸を利用する可能性が高いが、確定していないことから、水象（地下水位）への影響について、浅井戸を使用する場合と、深井戸を使用する場合のそれぞれについて影響評価を行い、採水深さに応じた事後調査を行うことを評価書に記載した。 →評価書655,656,660ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (7 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(7)	<p>【水象、地盤沈下】</p> <p>1)地下水揚水量に係る追加説明 地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。</p> <p>①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準</p> <p>②（予測に不確実性がある場合）事後調査計画</p>	<p>①揚水量の決定は、井戸を掘削したのち連続揚水試験を行い、その結果を基に検討する。この手順を評価書に記載した。また、地下水等におよぶ影響の判断基準を検討し、評価書に記載した。</p> <p>②地下水位について、不確実性と事後調査の必要性を検討し評価書に反映した。 →評価書655,658,664,666ページ</p>

知事意見及び事業者見解（8 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(8)	<p>【地盤沈下】 1)地盤沈下の予測の見直し 「水象（地下水位）」の予測結果と同じ記載となっているため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置・範囲・沈下量を予測し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「水象（地下水位）」と区別し、地下水位の予測結果の他、地盤沈下に関する調査結果をふまえた予測評価を再検討し、評価書に反映した。 →評価書664,665ページ</p>

施設建物の自重による沈下の可能性を検討したが、建物の基礎については、基本設計報告書の作成に先立って行ったボーリング調査結果より、地下のN値50以上が連続する地盤を支持地盤として、杭基礎または直接基礎により支持することが可能であると考えられた。そのため、直接地表面に施設の荷重をかけることはないことから、この自重による沈下の可能性はないと考えられた。

なお、地下水の利用による影響も含めて、事後調査により地盤高さを把握し、成功基準「工事前の地盤高から、年間20mmを超える沈下を確認されないこと。」との比較評価を行うこととした。

知事意見及び事業者見解 (9 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(9)	<p>【日照障害】 1)日照障害に係る追加説明 以下の事項について、評価書で説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺の現地調査結果（水田・畑等） ②調査日及び調査時刻の根拠 ③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性 ④代償措置としての農家への補償内容 	<ul style="list-style-type: none"> ①周辺の土地利用状況について、整理し、基準等も含めて必要があれば再予測・評価を行った。→評価書698ページ ②調査日時の根拠を評価書に記載した。→評価書688ページ ③てん補基準の資料を添付し、妥当性について記載した。→評価書699ページ ④保全措置のうち、代償措置について再検討し、補償を追記しました。→評価書696ページ

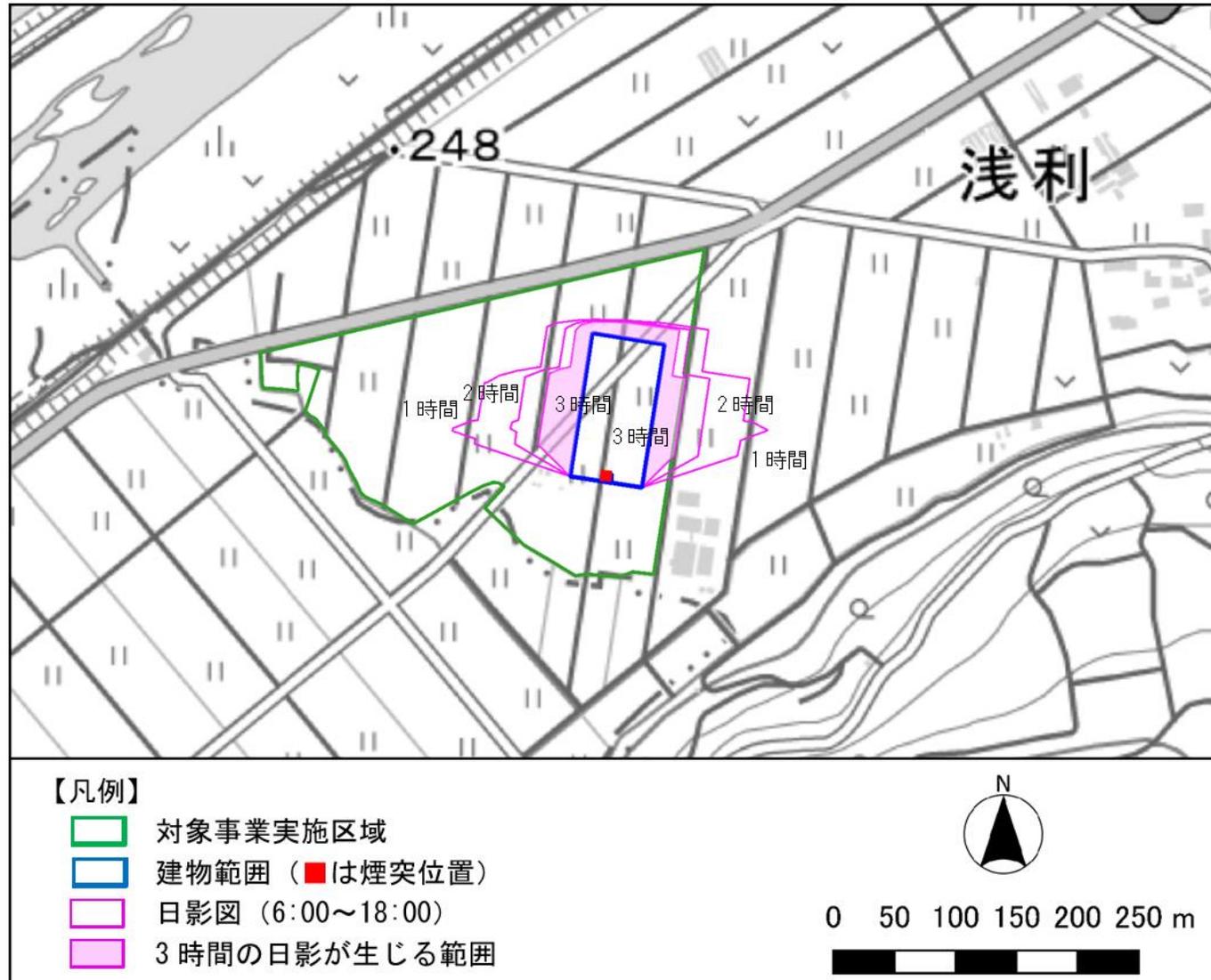
日照障害に関する予測と評価

- ・対象事業実施区域周辺は農地である。
- ・対象事業実施区域に用途地域の指定はなく、建築基準法に基づく日影規制がない。
- ・以上をふまえて、水稻を対象とした既存の「てん補基準」を環境基準等として評価に用いた。

出典	基準
高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稻減収の損害に係るてん補基準（日本道路公団管道第41号、昭和61年3月25日）	（てん補措置の対象地） 第2 てん補措置の対象地となる土地は次の各号の全てに該当するものとする。 一 日陰を生じさせる高架橋の工事の完了の日以前から稲作が行われている農地であること。 二 当該高架橋の設置に係る工事の完了の日以降の日陰時間（秋分の日において、真太陽時による午前6時から午後6時までの間に日陰となる時間をいう。）が3時間を超えることとなる農地であること。 三 高さ倍数（当該高架橋からの距離を当該高架橋の高さで除した値をいう。）が1.4以内となる距離の範囲内に存する農地であること

- ・煙突高さ100mの条件では、対象事業実施区域西側において、煙突部分の影が3時間以上継続するものの、その範囲は小さいと予測された。
- ・予測の結果、煙突高さ59mの条件においては、農地における日影範囲が3時間を超えることはないとして予測された。
- ・以上から、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。
- ・また、事後調査で影の発生状況を把握し、この基準と比較することで、環境保全措置等の効果を評価することとした。

知事意見及び事業者見解 (9 / 17) 【個別事項】



知事意見及び事業者見解 (10 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(10)	<p>【植物】</p> <p>1)水田環境への影響の追加説明 対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の内容について、評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①具体的な現地踏査方法 ②湛水状態・落水状態など水田の状態にあわせた調査結果 ③工事前後における水田用水の水質変化の予測結果 ④耕作状況の現状と将来予測 	<ul style="list-style-type: none"> ①具体的な現地踏査方法を評価書に追記した。→評価書705ページ ②水田の状態に合わせた調査実施状況を評価書に追記した。→評価書705ページ ③水質変化に関する予測を行い、評価書に反映した。 →評価書730,732,733ページ ④現状の耕作状況について、対象事業実施区域周辺を網羅的に把握することができておらず、また、耕作状況は管理者や気象条件等により年毎に変動することから、事業実施による将来の耕作状況の予測を行うことは困難である。

知事意見及び事業者見解（10 / 17） 【個別事項（非公開）】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(10)	<p>【植物】 2)希少植物のより丁寧な同定 ミズマツバなど同定困難な植物について、同定根拠が不十分なので、専門家の意見を交えて再確認し、その結果を評価書に記載すること。 また、同定に当たり作成した押し葉標本等については、山梨県の環境情報として重要なので、寄贈等を検討することが望ましい。</p>	<p>①同定困難な種について、再確認の結果を評価書に反映した。 →評価書719,729,730,732,733ページ ②標本の取り扱いについて、寄贈するなどの対応を検討する。</p>

知事意見及び事業者見解（11 / 17） 【個別事項（非公開）】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(11)	<p>【動物、生態系】 1)フクロウに係る再検討 夜間の生態系上位種であるフクロウが採食地として水田を利用する可能性があることと、夜行性のため4季で各1日の短期間の調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることを踏まえ、フクロウに係る環境影響評価を再検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>フクロウに係る環境影響評価について、再検討を行い、結果を評価書に示した。なお、生息状況や予測に際しては、調査結果だけではなく、生態特性、地域の環境状況等を踏まえ、検討した。 →評価書775,815,816ページ</p>

知事意見及び事業者見解（11 / 17） 【個別事項（非公開）】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(11)	<p>【動物、生態系】 2)生態系に係る再検討 生態系上位種のおオタカについて、対象事業実施区域が高利用域に含まれず巢の周辺に広域な採食地が残存するから影響は小さいと結論づけているが、それだけでは影響が小さいことの根拠として不十分である。例えば冬には対象事業実施区域周辺を採食地として利用していると考えられるため、利用環境の一部が失われることを踏まえ、できる限り環境負荷が小さくなるように再度環境影響評価を行うこと。 なお、環境影響評価は、夏季・冬季の行動圏、水田・河川といった採餌情報等を踏まえて行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>繁殖期および非繁殖期の確認状況の整理・追加記述、餌量調査の結果を追記し、それをふまえ、再度予測・評価を行い、結果を評価書で示した。 →評価書 8.2.2 陸上動物：764,775,783～789, 808～812ページ 8.2.4 生態系：911,923～932ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (12 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】</p> <p>1)創出環境に係る具体的な計画の策定 失われる環境の代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。</p> <p>①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果</p> <p>②生育・生息条件</p>	<p>保全対象種毎に生育・生息環境や条件を検討し、創出環境に係るより具体的な計画を策定し、評価書に反映した。</p> <p>①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果を評価書に記載した。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：738,739ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：843ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：886,887ページ</p> <p>②生育・生息条件を評価書に記載した。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：738,739ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：843ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：886,887ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (12 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】</p> <p>1)創出環境に係る具体的な計画の策定</p> <p>③環境を創出する場所の選定根拠</p> <p>④創出環境の設計根拠</p>	<p>(前ページの続き)</p> <p>③環境創出場所の選定根拠及び検討結果を評価書に記載した。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：736ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：841ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：884ページ</p> <p>④環境創出を予定している対象事業実施区域の西側区画の形状及び保全対象種の生育・生息環境及び生育・生息条件を踏まえて勘案し、形状・質・面積を決定した。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：742ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：845ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：890ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (12 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】</p> <p>1)創出環境に係る具体的な計画の策定</p> <p>⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較</p> <p>⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠</p>	<p>(前ページの続き)</p> <p>⑤移植・移設前の生育・生息環境の類似環境を創出する計画であり、生育・生息条件は同様である。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：742ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：845ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：890ページ</p> <p>⑥本事業の工事工程や別事業により実施される水路の付け替え工事の工程に加え、保全対象種の生態を踏まえた移植等に適した時期を基に策定した環境保全措置の工程を評価書に記載した。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：740ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：844ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：888ページ</p>

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】</p> <p>1)創出環境に係る具体的な計画の策定</p> <p>⑦移植・移設の可否に係る確認方法</p> <p>⑧移植・移設の方法</p> <p>なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。</p>	<p>(前ページの続き)</p> <p>⑦移植・移設の可否については、通水後、環境が安定した後に試験的な移植・移設と検証を行い、良好と判断されることが基準となる。その後に本格的な移植・移設を行う計画である。</p> <p>⑧移植・移設方法について、評価書に記載した。なお、個体における移植・移設の回数については、本事業の工事工程、別事業により実施される水路の付け替え工事の工程、環境創出場所の検討結果をふまえ、仮移植・一時飼育を行った後の本移植・本移設が妥当と考えた。</p> <p>→評価書</p> <p>8.2.1 陸上植物：738,739ページ</p> <p>8.2.2 陸上動物：843ページ</p> <p>8.2.3 水生生物：886,887ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (12 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】 2)創出環境に係る定量的な評価の実施 創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準（環境保全目標）と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。 ①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化</p>	<p>成功基準ならびに環境保全措置の効果の不確実性について、評価書に記載した。 ①本事業で確認された保全対象種は微環境に依存する、また在来個体群の維持を想定している（ミナミメダカ）ため、面積で示すことは困難である。 ②現地調査結果及び文献情報から種に必要な環境・条件を整理し、それらを満たしている環境を創出する。 →評価書 8.2.1 陸上植物：738,739ページ 8.2.2 陸上動物：843ページ 8.2.3 水生生物：886,887ページ</p>

知事意見及び事業者見解（12 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】</p> <p>2)創出環境に係る定量的な評価の実施</p> <p>③種数・個体群の変化</p>	<p>(前ページの続き)</p> <p>③植物は、保全対象種の生育と植生遷移を考慮した管理（定期的な環境の攪乱や多年草の除去）が必要となり、対象事業実施区域を完全に復元するものではなく、動物種は、対象事業実施区域周辺から環境創出場所へ侵入が可能な構造とする計画のため、種数・個体群の変化の想定は困難である。</p>

意見No.	知事意見	事業者の見解
(12)	<p>【植物・動物、生態系】 3)創出環境の事後調査の実施 多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。</p>	<p>創出環境の事後調査を行うとともに、周辺の生物との相互作用をふまえて、周辺環境の事後調査を行う。</p> <p>また、維持管理計画については、事後調査を行いながら保全対象種の生育・生息に適した攪乱の程度をどのような期間で実施するかを明らかにし、維持管理計画に「保全対象種の生育・生息環境の攪乱状況の確認」という項目を設けるとともに結果を記載する必要がある。供用時の維持管理に向け、保全措置完了後4年目に維持管理計画を作成し、供用時1年目には事業者への引継ぎを行う旨を評価書に記載した。</p> <p>→評価書 8.2.1 陸上植物：739ページ 8.2.2 陸上動物：843ページ 8.2.3 水生生物：887ページ</p>

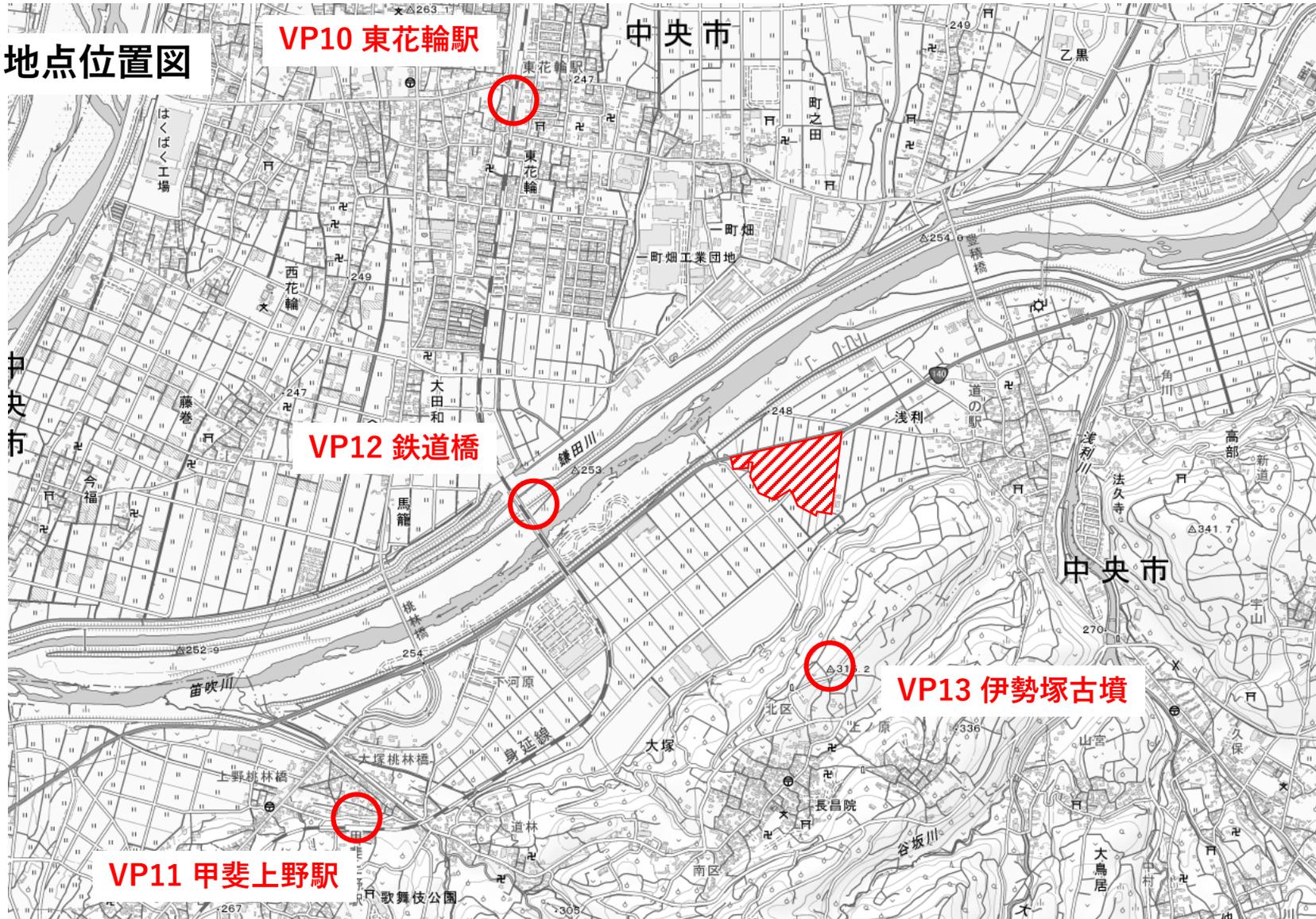
意見No.	知事意見	事業者の見解
(13)	<p>【景観・風景】 1)景観に係る追加の環境影響評価の実施 フォトモンタージュ等の検討が不十分なので、以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>①東花輪駅、甲斐上野駅、笛吹川を横断する) 鉄道橋の眺望点への追加</p> <p>②国道140号からのシークエンス景観の作成</p> <p>③夜景、航空法等の規制や送電鉄塔・電線等の附属物を含めたフォトモンタージュの作成</p>	<p>①東花輪駅、甲斐上野駅、JR身延線の橋を調査地点として追加する。また、市川三郷町における公共眺望ポイントとして指定している伊勢塚古墳も、眺望に影響がおよぶ可能性が考えられたことから、調査地点として追加した。 →評価書979,1000～1003ページ</p> <p>②シークエンス景観の予測評価を行い、評価書に反映した。 →評価書1023～1029ページ</p> <p>③夜景等、航空法等への対応、附属物等を考慮した予測評価を行い、評価書に反映した。 →評価書1018,1019,1021,1022ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(13)	<p>【景観・風景】 1)景観に係る追加の環境影響評価の実施 フォトモンタージュ等の検討が不十分なので、以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>④将来計画にある「30年後の建替施設を併設した場合」のフォトモンタージュの作成</p> <p>⑤個々の評価を踏まえた施設の形状、塗分け、配置等のデザインへ反映</p>	<p>④次期施設を併設した場合の予測評価を行い、評価書に反映した。 →評価書1020ページ</p> <p>⑤配置・形状・色彩について、予測評価結果をとりまとめ、詳細設計時に可能な範囲で採用できるよう、より良い対策について整理した。 →評価書1031ページ</p>

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】

追加予測地点位置図



追加予測地点 (その1)



VP9 東花輪駅 夏季 煙突高100m



VP11 甲斐上野駅 夏季 煙突高100m

追加予測地点（その2）



VP12 JR身延線笛吹川鉄橋 夏季 煙突高100m



VP13 伊勢塚古墳 秋季 煙突高100m

追加予測条件（その1）



夜景 VP1 笛吹川堤防道路 煙突高100m



航空法対応 VP1 笛吹川堤防道路 煙突高100m

追加予測条件（その2）

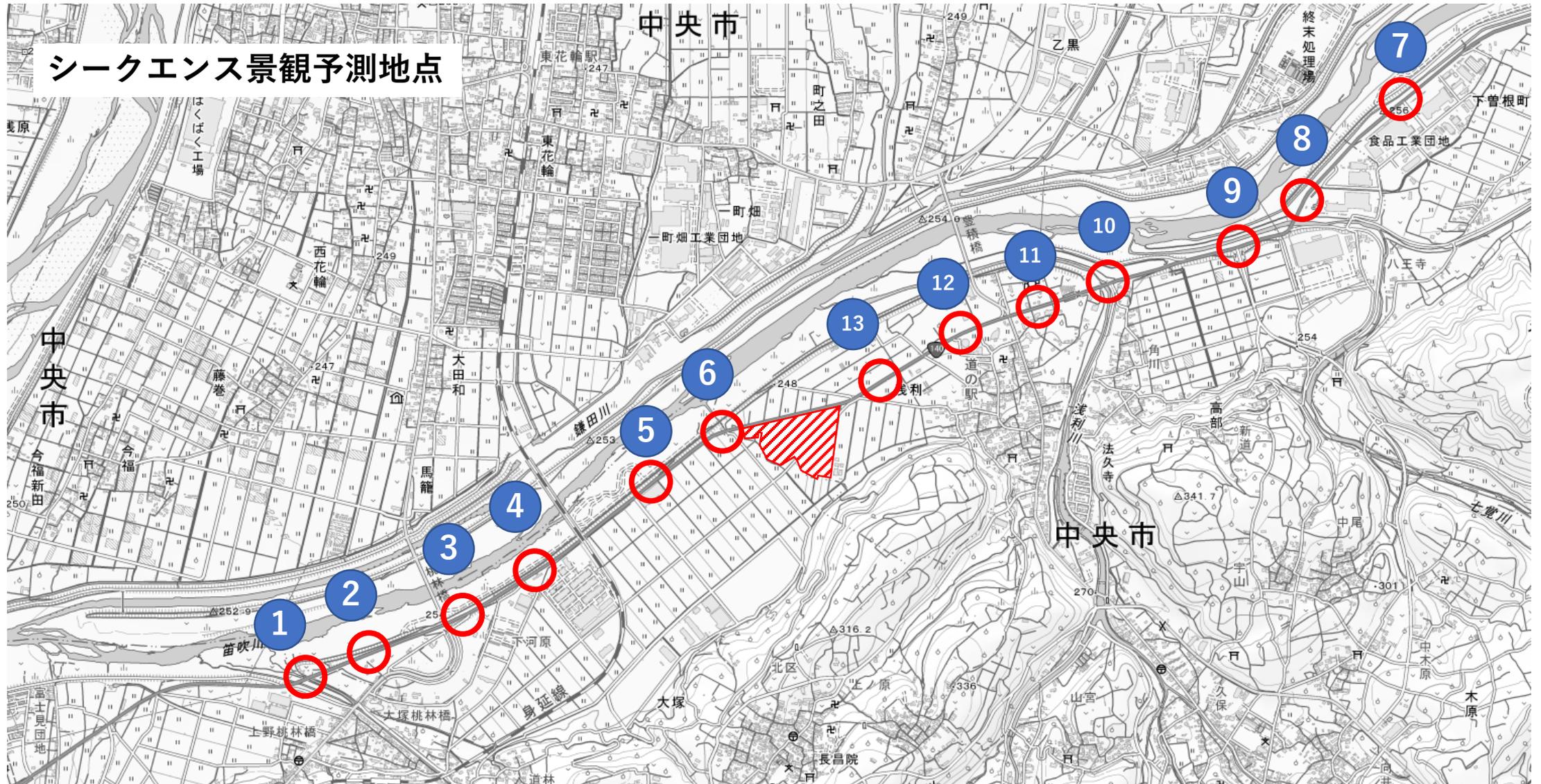


附属物 VP1 笛吹川堤防道路 煙突高59m



次期施設併設 VP1 笛吹川堤防道路 煙突高59m

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】



シーケンス景観予測結果 (上り・東進方向)



SQ1



SQ2

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】

シーケンス景観予測結果 (上り・東進方向・煙突高100m)



SQ3



SQ4

シーケンス景観予測結果（上り・東進方向・煙突高100m）



SQ5



SQ6

シークエンス景観予測結果（下り・西進方向・煙突高100m）



SQ7



SQ8

シーケンス景観予測結果（下り・西進方向・煙突高100m）



SQ9



SQ10

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】

シークエンス景観予測結果 (下り・西進方向・煙突高100m)



SQ11



SQ12 (視認できず)

シーケンス景観予測結果（下り・西進方向・煙突高100m）



SQ13

知事意見及び事業者見解 (13 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(13)	<p>【景観・風景】 2)景観に係る不確実性の説明と事後調査の実施 環境影響評価の結果がどのように事業に反映されるか分からないため、環境保全措置の効果の不確実性の説明の一環として、環境影響評価の事業への反映方法・反映内容について、評価書に記載すること。 また、評価書作成段階で施設の形状等が決定されず、予測及び保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行うこと。</p>	<p>配置・形状・色彩について、予測評価結果をとりまとめ、詳細設計時に可能な範囲で採用できるよう、より良い対策について整理し、環境保全措置に記載するとともに、実施することを明記した。 予測及び保全措置の不確実性をふまえて事後調査を行うこととした。 →評価書1031ページ</p>

環境保全措置（景観）

- ・ 建物の敷地内での配置の工夫、高さや形状の変化、壁の分割、色の塗り分け等により、圧迫感の軽減と、周辺景観との調和を図る。

事後調査の内容

- ・ 施設の供用開始後、予測地点からの眺望を撮影し、環境保全措置等が実施されていることを確認するとともに、景観に対する影響が予測結果と比較して小さくなっているかどうかを確認し、環境保全措置等の成功を判断する。

環境保全措置等の成功基準

成功基準	設定根拠
環境保全措置等の内容が実施され、かつ、景観への影響（圧迫感、違和感等）が予測よりも小さくなること。	環境保全措置について数値化が不可能であることから、予測に用いた配置・形状等の条件と比較して環境保全措置が実施されること、事後調査により、予測と比較して影響の低減が確認できることとした。

知事意見及び事業者見解（14 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(14)	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場】 1)環境影響評価地点の追加 道の駅とよとみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、施設供用時における人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測地点に追加し、環境影響評価を行うこと。</p>	<p>道の駅とよとみにおける影響について予測評価を行った。 →評価書1048,1054,1055ページ</p>

現況

平成10年3月供用開始、農産物直売所、交流促進コーナー、飲食施設、休憩施設等があり、ゴールデンウィーク中には1日あたり1000人程度の利用がある。

予測結果

景観の予測結果より、道の駅とよとみから対象事業実施区域方向を見た場合において、計画施設の一部と煙突が視界に入る。

煙突高さが59mの場合、背景の山地の半分ほどで収まり、影響が小さくなる。

飲食施設の座席からも対象事業実施区域は視認できるものの、窓枠があり、また他の構造物も含んだ景観となることから、計画施設の印象は相対的に弱くなる。

以上のことから、景観の変化は生じるものの、道の駅における活動に対しておよぼす影響は小さいと考えられる。

評価及び事後調査

「美しい県土づくりガイドライン（平成21年3月 山梨県）」、「山梨県公共事業等景観形成指針（平成3年6月 山梨県）」等による指針との比較に基づき「周辺の景観との調和が図られていること」とした。また、景観と同様に事後調査を行うこととした。

知事意見及び事業者見解 (15 / 17) 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(15)	<p>【廃棄物・発生土】 1)廃棄物に係る追加検討 施設から発生する廃棄物（焼却残渣）について、処理方式が決まっていなくても関わらず、再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却残渣の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物の埋立量の予測結果に基づく、影響の大きさの再検討を行い、評価書に反映した。また、事後調査の必要性を再検討し、評価書に記載した。 →評価書1065,1067ページ</p>

予測結果

項目	単位	焼却・ストーカ式	溶融・流動床式	溶融・シャフト式
焼却灰量	t/年	3,872 ~ 5,394	93	0
飛灰量	-	-	-	-
飛灰量	t/年	1,261 ~ 1,882	1,159	1,624
飛灰処理量	t/年	1,642 ~ 2,353	1,449	2,110
粗大ごみ処理施設 不燃性残さ	t/年	1,946	1,946	-
合計（埋立見込量）	t/年	7,193 ~ 8,983	3,491	2,110

評価及び事後調査

予測結果等より、環境基準等である「廃棄物の埋立処分量をできる限り抑制すること」と整合は図られているものと評価した。

また、処理方式が確定していないという不確実性をふまえ、事後調査として施設供用時に埋立量を把握し、成功基準である「採用した処理方式に対応した埋立見込み量の予測結果を下回ること。」と比較することで、環境保全措置等の効果が得られているかを評価する。

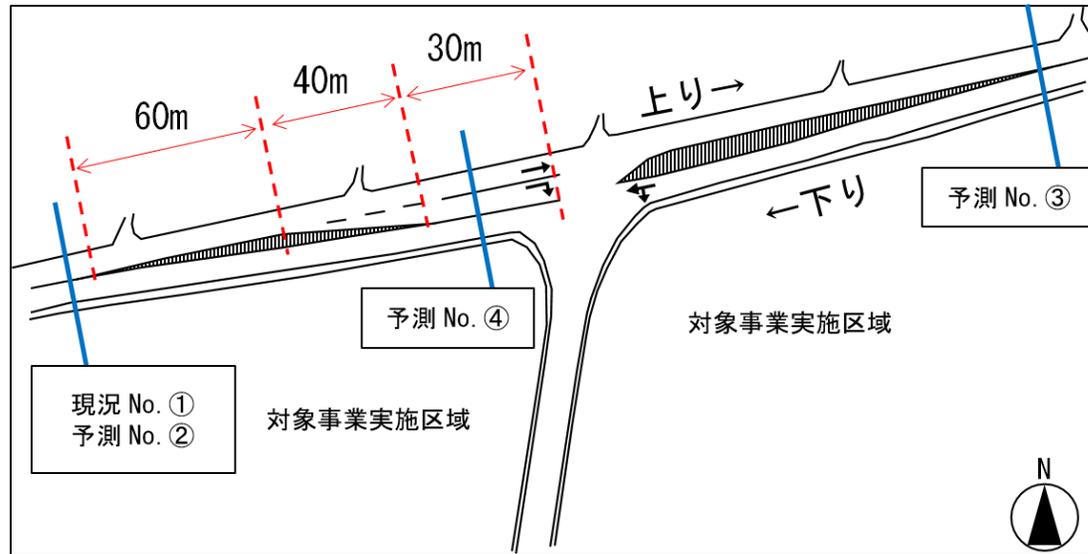
知事意見及び事業者見解（16 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(16)	<p>【その他（地域交通）、大気汚染】</p> <p>1)造成工事の運搬車両による影響の予測 対象事業実施区域の盛り土（かさ上げ）に要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>準備書においても、搬入土量（最大160,000m³）をふまえた搬入車両台数（189台/日）の検討を行い、予測に反映している。評価書では、搬入土の想定量及び搬入車両台数の検討経過を該当する個所（大気汚染、騒音、振動、その他（地域交通））に記載した。</p> <p>→評価書384,518,580,1010ページ</p>

知事意見及び事業者見解（17 / 17） 【個別事項】

意見No.	知事意見	事業者の見解
(17)	<p>【その他（地域交通）】</p> <p>1)地域交通に係るより丁寧な環境影響評価の実施</p> <p>工事中及び供用時における交通渋滞の発生について、施設への車両の出入りを踏まえた環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>また、環境保全措置の検討においては、車両の出入り方法、搬入時間・経路の分散、出入り口の増設、道路拡張の要請、信号の制御方法の変更協議等、あらゆる方策について検討すること。</p>	<p>入口前面における国道140号の断面の交通状況及び搬入用の右折専用車線における搬入車両の右折可能性について予測・評価及び環境保全措置の検討を行った。</p> <p>出入口の増設は農道が使用できないことから困難である。その他可能な措置について検討し、評価書に記載した。</p> <p>→評価書1096,1136,1146,1147ページ</p>

予測の内容



施設入り口の前面（国道140号）を東西に通過する車両の交通について、廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した。

- ・ 2車線部分の混雑度
- ・ 右折専用車線設置区間の直線車線における混雑度
- ・ 右折専用車線における右折可能性の検討

知事意見及び事業者見解（17 / 17） 【個別事項】

予測結果

混雑度の考え方

No.	現況/供用時	予測内容	平日/休日	混雑度	混雑度	交通状況の推定
①	現況	現況の混雑度	平日	1.07	1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
			休日	0.96		
②	供用時	西からの搬入車両台数を含んだ混雑度	平日	1.15	1.0～ 1.25	<u>昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。</u>
			休日	1.13		
東からの搬入車両台数を含んだ混雑度		平日	1.11			
		休日	0.99			
④	右折専用車線がある部分の直進車線の混雑度	平日	1.13 (1.19)	1.25～ 1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。	
		休日	1.05 (1.10)			
					1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

注) 括弧内の数値は、運搬車両による圧迫感を、路肩の減少という形で予測式に反映した場合の予測結果

評価及び事後調査

混雑度について現況からの変化は小さく、「生活環境に著しい影響をおよぼさないこと」という基準等と整合は図られていると考えられた。

ただし、予測条件及び環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行う。施設の供用時、施設入り口付近において、断面の交通量及び右折専用車線の車の連なり（右折待ち台数）について調査を行い、地域交通に影響をおよぼしているかを確認する。